街なか行政サービス拡大特区

都道府県名:

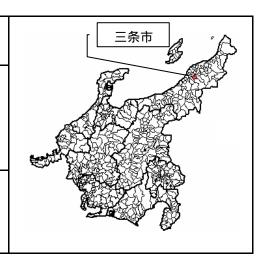
新潟県

申請主体名:

三条市

区域の範囲:

三条市神明町の区域の一部



特区の概要:

住民基本台帳カードを利用して「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」を発行する自動交付機について、特例の導入により、商業施設ビルである「パルム1」に移設し、併せて、その運用時間を市役所窓口時間外でもサービス提供できるよう設定(10:00(日曜のみ8:30)~19:30)する。

適用される規 制の特例措置:

- ・住民票の写しの自動交付機の設置場所の拡大
- ・印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所の拡大

